

経済建設文教常任委員会会議録

【開会】	2
【議案第 4号】平成30年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）	3
【議案第15号】矢板市立学校の設置に関する条例の一部改正について	4
【議案第16号】矢板市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について	4
【議案第17号】矢板市道の駅やいた設置及び管理条例の一部改正について	4
【議案第21号】財産の無償貸付について	6
【議案第22号】平成29年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の 処分について	8
【陳情第38号】「主要地方道矢板・那珂川線の道路改良について」の 栃木県への要望陳情	8
【委員長報告】	9
【閉会】	9

1 日 時

平成30年9月12日(水) 午前9時57分(開会)～10時48分(閉会)

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員(8名)

委員長 伊藤 幹 夫

副委員長 小林 勇 治

委 員 高瀬 由子、櫻井 恵二、宮本 妙子

今井 勝巳、大島 文男、大貫 雄二

4 欠席委員 なし

5 説明員(17名)

(1) 建設課(1人)

①建設課長 塚原延欣

(2) 都市整備課(1人)

①都市整備課長 和田理男

(3) 農林課(3人)

①農林課長 小野寺良夫 ②地籍調査班長 黒田禎

③整備振興担当 小林徹

(4) 商工観光課(1人)

- ①商工観光課長 村上治良
- (5) 教育総務課 (1人)
 - ①教育総務課長 高沢いづみ
- (6) 生涯学習課 (6人)
 - ①生涯学習課長 山口武 ②スポーツ推進班長 星哲也
 - ③矢板公民館長 田城博子 ④泉公民館長 駒野和代
 - ⑤片岡公民館長 塚原明 ⑥担当主幹 藤田範行
- (7) 農業委員会事務局 (1人)
 - ①事務局長 大谷津敏美智
- (8) 水道課 (2人)
 - ①水道課長 津久井保 ②業務担当 斎藤正一
- (9) 下水道課 (1人)
 - ①下水道課長 斎藤正樹

6 欠席説明員 なし

7 担当書記 高瀬稔子

8 付議事件

- 【議案第 4号】平成30年度矢板市水道事業会計補正予算(第1号)
- 【議案第15号】矢板市立学校の設置に関する条例の一部改正について
- 【議案第16号】矢板市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について
- 【議案第17号】矢板市道の駅やいた設置及び管理条例の一部改正について
- 【議案第21号】財産の無償貸付について
- 【議案第22号】平成29年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 【陳情第38号】「主要地方道矢板・那珂川線の道路改良について」の栃木県への要望陳情

9 会議の経過及び結果

【開会】

- 委員長(伊藤幹夫) ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているので会議は成立している。ただいまから経済建設文教常任委員会を開会する。(9:57)
- 委員長 これより議事に入る。本委員会に付託された案件は、
 - 【議案第 4号】平成30年度矢板市水道事業会計補正予算(第1号)
 - 【議案第15号】矢板市立学校の設置に関する条例の一部改正について
 - 【議案第16号】矢板市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について
 - 【議案第17号】矢板市道の駅やいた設置及び管理条例の一部改正について

【議案第21号】財産の無償貸付について

【議案第22号】平成29年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

【陳情第38号】「主要地方道矢板・那珂川線の道路改良について」の栃木県への要望陳情の7件である。

【議案第4号】

○委員長 はじめに、「議案第4号 平成30年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

○水道課長（津久井保）

（「補正予算書」17頁及び18頁を朗読。詳細について「予算に関する説明書」47頁から53頁により説明。）

収益的収入及び支出における支出

1款1項5目 水道事業費用総係費については、600万円の減額。

資本的収入及び支出における支出

1款1項1目 施設整備費については、200万円の減額。

続いて51頁、給与費明細書についてであるが、これらについては、流用ができない項目となっている。全体で給料が450万円減額となり、手当が253万円減額となるため合計で703万円の減額。また法定福利費として127万円の減額となり、合計で830万円が減額となる。

今回の補正については、当初予算要求時には水道職員予定数を10名分としていたが、4月1日から9人態勢である。それに伴う職員の1名減及び定期異動に伴う諸手当の調整を行った。

52、53頁は補正予算の明細書である。委託料80万円増を併せて行っているのは、上下水道事務の統合管理システムが、平成30年3月から平成35年2月までの5年間の長期継続契約で契約しているものであるが、当初予算要求時からでは80万円不足して要求したことから補正したもの。

○委員長 これより議案第4号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第4号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決された。

【議案第15号】

【議案第16号】

○委員長 次に、「議案第15号 矢板市立学校の設置に関する条例の一部改正について」及び「議案第16号 矢板市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について」を一括して議題とする。提案者の説明を求める。

○教育総務課長（高沢いづみ）

（「提出議案説明書」4頁、「議案書」15頁から18頁までを朗読。）

今回の改正は、平成31年3月31日で矢板市立西小学校が閉校になることに伴い、所要の整備をするもの。

設置条例については、矢板市立西小学校の項を削除するもの。

共同調理場については、共同調理場の形を保つために、西小学校が抜けると東共同調理場が単独調理場になってしまうので、豊田小学校分を配属するもの。現在、泉共同調理場で作っているが、そこから豊田小学校を削除することで5か所の共同調理場の体裁を整えるもの。

○委員長 これより議案第15号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑・討論終結との声あり。賛成者あり。）

○委員長 質疑・討論終結する。これより採決する。議案第15号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決された。

○委員長 これより議案第16号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑・討論終結との声あり。賛成者あり。）

○委員長 質疑・討論終結する。これより採決する。議案第16号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第16号は、原案のとおり可決された。

【議案第17号】

○委員長 次に、「議案第17号 矢板市道の駅やいた設置及び管理条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○農林課長（小野寺良夫）

（「提出議案説明書」4頁を朗読。「議案書」19頁を朗読、詳細について「議案書」20頁及び21頁により説明。）

平成31年度から指定管理者を第3セクターと想定しているが、その第3セクターが柔軟に管理運営を行えるように開館時間と利用料金の改正を行うというもの。

第6条第1項の次にただし書きを加えるのは、ただ今の開館時間が午前9時から午後6時

までとなっている。指定管理者が独自性を発揮し店舗運営を行うために、通常時の時間延長を行えるようにするもの。想定としては、夜間営業である。

別表について、現行の利用料金は、農産物直売所は月額15万6千円、農村レストランは月額11万4千円である。この算出方法については、建設に係る費用及び備品に係る費用を足し、耐用年数で割り、建物の全体の面積で割り出し、1平米あたりの金額に利用面積をかけたものが、15万6千円と11万4千円である。これが一般的な使用料の出し方である。改正では、農産物直売所については販売手数料、農村レストランについては売上料となるが、その20%に相当する額にするもの。20%の根拠は、現在農産物が15%、加工品が17%、民芸品が20%となっているため、その%を継続したいと考えている。農村レストランについては、他の道の駅のレストランを参考として、概ね15~18%となっているところが多くなっている。来年度以降15%を想定しているが、幅を持たせ、また、将来を見据えて20%以内とするもの。

別表備考2について、利用料金販売額の20%以内には、光熱費等を含むものとなっているが、もしもの時、販売額が上がらなかった場合には、光熱費だけは、徴収できるようにするもの。

附則は、施行期日(平成31年4月1日)である。

- 委員長 これより議案第17号に対し、質疑を行う。質疑はないか。
- 大島委員 光熱費は、どれくらいを想定しているのか。利用料金うちどれくらいの想定で販売額の20%以内としたのか。
- 農林課長 光熱費については、道の駅全体としては、690万円ほどである。
- 大島委員 それは、年間か。
- 農林課長 年間である。
- 今井委員 4億7千万円の売り上げがあり、今度第3セクターで営業時間が延びて、想定としては、どれくらいの売上げか。
- 農林課長 現在9時から6時までの営業となっているが、実際行っているのが、10時から4時までである。今は、4億7千万円ほどの売り上げ。ただし、平成28年度から29年度については、伸びが止まっていて大体横ばいである。今後、時間延長をすることで、マイナスにならないように当面は考えている。
- 今井委員 今度は、第3セクターで、大口出資者は矢板市であるので、市に利益になるような経営でないとならない。道の駅の繁盛しているところは、営業時間が長い。実際の会計上はわからないが。キャンプ代わりに、サービスエリアのように夜はキャンピングカーが止まっていたり、テーブルを出して利用、トイレ、充電等利便性はあるが、売り上げのない利用客が増えることなどのシミュレーションをしているのか。
- 農林課長 シミュレーションは、していない。それは、会社の中で揉んでもらうことにしている。
- 委員長 ほかにないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第17号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決された。

【議案第21号】

○委員長 次に、「議案第21号 財産の無償貸付について」を議題とする。提案者の説明を求め。

○スポーツ推進班長 (星哲也)

(「提出議案説明書」6頁を朗読。「議案書」25頁を朗読、詳細について「議案書」25頁により説明。)

(仮称)とちぎフットボールセンター整備事業について、特定非営利活動法人たかはら那須スポーツクラブが事業主体となり施設整備と管理運営を担うにあたり、事業の円滑な推進を図るため無償貸付するもの。

貸付期間が平成30年9月27日となっているのは、議会閉会后貸し付けるもの。また、最初の期間が10年プラス半年ちょっとになっているが、建設の期間を含めている。

○委員長 これより議案第21号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○大貫委員 貸付にあたり、主な条件は何か。

○スポーツ推進班長 貸付にあたり、議決を頂戴したら、貸付契約と事業契約を結ぶ予定になっている。事業契約については、たかはら那須スポーツクラブがフットボールセンターの設計、建設、維持管理、資金調達等を行ってもらう。また、フットボールセンターの管理運営とはほかに、市民スポーツの振興、市民の健康増進の取り組みに関して市と協議して実施していただくことになっている。大規模災害時には、避難所として優先使用させていただくことで協議している。事業継続が困難になった場合や、契約満了になった場合には、原状回復してもらうことになっている。一方、公有財産無償貸付契約を結ぶことになっているが、平成30年9月27日から平成41年3月31日までとなっていて、用途は、フットボールセンター事業に使用することとし、それ以外の、例えば風俗営業や政治活動などには使用してはいけないものとしている。こちらも契約満了になった場合には、原状回復し返還ということになっている。

○大貫委員 一般の方が借りたいという時の手続きの方法は。

○スポーツ推進班長 事業主体のたかはら那須スポーツクラブにも言っているが、サッカーのグラウンド、フットボールセンターというのはもちろんであるが、ぜひそれ以外にも使っていただきたい、もちろん空いている時間ということになるが、ぜひ活用いただきたいということで、協議しているところである。

- 大貫委員 主に地元から言われているが、グラウンドゴルフの練習場というのも想定しているのか。
- スポーツ推進班長 そちらも想定しているようだ。
- 今井委員 事業主が事業を進めるにあたり、資金調達で抵当権についてはどうなのか。
- 委員長 暫時休憩する。 (10:22)
- 委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (10:23)
- スポーツ推進班長 させない方向である。
- 今井委員 抵当権設定は、認めないのか。
- 委員長 暫時休憩する。 (10:23)
- 委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (10:26)
- スポーツ推進班長 条項に「本件の土地を譲渡し、または、敷地権その他の担保に供しないこと」としている。建物に関しては、担保になり得る。
- 櫻井委員 建物だけが、担保になり得るということで、人工芝のグラウンドなどの使用権については、
- スポーツ推進班長 契約する予定の条項を読み上げさせていただく。
禁止事項の条項である。

乙(たかはら那須スポーツクラブ)は、次の各号に掲げる事項を、遵守しなければならない。ただし、事前の書面による承諾を得た場合は、その限りではない。

本件土地を譲渡し、または、敷地権その他の担保に供しない。

本件土地を転貸しない。

本件建物の全部または一部の所有権を譲渡しないこと。

本件建物の区分所有としないこと。

としている。

- 宮本委員 質疑ではないが、ここまで立ち上げてこられた前課長、前班長がここにいらっしゃるのので思いを一言いただきたい。よろしいか。
- 委員長 認める。
- 農業委員会事務局長(大谷津敏美智) 2年間、生涯学習課長として、フットボールセンターの整備について担当してきた。私がいた頃は、民設民営という形ではなかったもので、いろんな方に喜んで貰える施設にしたいということで始まり、今ここに、こういう形でやっとフットボールセンターができて、市民の方に喜んでいただければ、大変ありがたい。前担当としてほっとしているところである。
- 下水道課長(斎藤正樹) 発言の機会をいただきありがたく思う。初めてのことで、無い頭を絞りながらかなり苦労したことが、身を結びつつあることは、非常にうれしく思う。来年4月のオープンを楽しみにしている。
- ほかにないか。

(質疑なし)

- 委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はない

か。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第21号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第21号は、原案のとおり可決された。

【議案第22号】

○委員長 次に、「議案第22号 平成30年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○水道課長

(「議案書」26頁を朗読。詳細について「平成29年度矢板市決算書」302頁により説明。)

平成29年度矢板市水道事業会計の利益剰余金の処分を行うにあたり、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

○委員長 これより議案第22号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑・討論終結の声。賛成者あり。)

○委員長 質疑・討論を終了する。これより採決する。議案第22号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第22号は、原案のとおり可決された。

【陳情第38号】

○委員長 次に、「陳情第38号「主要地方道矢板・那珂川線の道路改良について」の栃木県への要望陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局 (「陳情文書表」1頁を朗読)

○委員長 意見はないか。

○大貫委員 建設部長に聞くが、これは、県に対して矢板市の要望に入っていると思うが。

○建設課長 ここでいう中段の、「国道461号と国道4号を横断して... 沢かさね橋に通じる道路」については、7月に委員にお世話になった県土整備委員会に要望した。この要望が通った暁の要望なのかと認識している。

○大貫委員 当局として、矢板の全体的な土地、東部地区の評価は、どうなっているのか。

○建設課長 東部地区について、市の事業で用地買収を行っていないので、土地の実勢価格は把握していないが、建設課で、前岡1号線や安沢の土地の買収をした際は、などでは、土地の価格は下落しているのかと、こちらのほうも同様に落ちているのかと感じている。

○大貫委員 ハッピーハイランドなどの空いている土地の所有者の話を見ると、坪2万でも、それ以下でも売りたいと言う人がいる。初期の不動産価格よりも非常に下がっているのが現状

である。県に要望しているルートと沢の直角の2つの改良も含まれていて、これから矢板市が発展していくための国道461号のルート確定に伴い、この陳情はあっていると考える。できればかつて東中学校の構想があった場所でもあるので、不動産メーカーによれば、コストがかかる場所ではあるが、そこに市道、県道があると開発の余地がある場所と思うので、前向きにこの陳情を受けてもらいたい。要望である。

○今井委員 かさね橋に向かうところ、バイパスの橋のところ万年渋滞していることを考えると全体像の中で計画を立てて、県に願う。そうしているうちに出来上がればいいが、矢板市の将来を考えると妥当な気がする。市のほうで計画を立てていただいて、旗振りをお願いしたいが。

○建設部長 市としては、昨年度、県土整備委員会にバイパス案を要望したばかりで、また、来年すぐ、違うルートというわけには、当然いかない。この要望陳情も、バイパス完成有りきということだと考える。まずは、この案を引き続き要望していきたい。現在の矢板・那珂川線については、沢観音寺までは一部歩道がないところもあるが概ね歩道があり、その先については、歩道もなく、狭隘なうえにS字カーブがあって危ないということで、先日、道路管理者の土木事務所長、警察、地元の方に大型などが通ると中学生の自転車で通るのは危険だという状況を見ていただいた。これは、何年か前から歩道の設置について要望しているものである。バイパスの整備状況を見てからということになるかと考える。

○委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

○委員長 これより採決する。陳情第38号は、採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第38号は、採択とされた。

【委員長報告】

○委員長 以上で本委員会に審査を付託された案件の審査はすべて終了したが、委員長報告については私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長 以上で経済建設文教常任委員会を閉会する。

(10:48)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

平成 年 月 日

経済建設文教常任委員会委員長